

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年2月12日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
中島松	農業用排水施設	北海道石狩振興局のウェブサイト
神田同	同	同
篠津北部上流	農業用排水施設、区画整理	同

目次

告示

- 土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課) 24
- 道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課) 24
- 道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) 24
- 知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 24
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 25
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定 (2件)..... (治山課) 25

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 25

道収用委員会告示

- 土地収用法による裁決書の公示による送達..... 26

道警察方面本部告示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... 26

告示

北海道告示第73号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和7年1月30日、厚真町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年2月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第74号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、令和7年2月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴

北海道告示第75号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、道営土地改良(滝野地区(農業用排水施設、区画整理))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山振興局のウェブサイトにおいて、令和7年2月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年2月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第76号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和7年2月12日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ177の1・233の1・346の1・346の3・421・465・660(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、419、420、549、550、661、840、915
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
(1)立木の伐採の方法
ア主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第77号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和7年2月12日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 札幌市手稲区手稲金山147の1地先・147の1・149の1・150の1・173の1（以上1筆地先4筆について次の図に示す部分に限る。）、148
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
手稲区手稲金山173の1（次の図に示す部分に限る。）、147の1地先、147の1、148、149の1、150の1
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第78号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和7年2月12日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第79号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和7年2月12日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡幕別町（次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

道教育庁教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第12号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
 令和7年2月12日
 北海道教育庁渡島教育局長 山下 幹 雄

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 ノート型パーソナルコンピュータ（A地区） 一式 47台分

2 随意契約の相手方を決定した日
 令和6年12月24日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 (1) 氏 名 大丸株式会社
 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 随意契約に係る契約金額
 5,707,680円

5 契約の相手方を決定した手続
 随意契約

6 随意契約によった理由
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第3号
 土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。
 なお、当該書類を受領しないときは、令和7年2月27日の経過をもって同項の規定に基づく送達があったものとみなされる。
 令和7年2月12日
 北海道収用委員会会長 池田 茂 徳

1 書 類 の 名 称
 裁決書の送達（令和7年1月27日付け北収第551号北海道収用委員会会長通知）

2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名

住 所	氏 名
不明	不明

ただし、登記記録上の住所は美唄市字美唄1453番地	ただし、登記記録上の氏名は太田 定美またはその相続人
不明 ただし、登記記録上の住所は美唄市字美唄1440番地	不明 ただし、登記記録上の氏名は中川 富士雄またはその相続人
不明 ただし、登記記録上の住所は美唄市字美唄1440番地	不明 ただし、登記記録上の氏名は中川 民三またはその相続人

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察釧路方面本部告示第21号
 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
 令和7年2月12日
 北海道警察釧路方面本部長 堂 前 康

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 入札番号1（釧路地区）	
(ア) 自動車ガソリン（JIS1号）（1リットル当たりの単価）	16,400リットル
(イ) 自動車ガソリン（JIS2号）（1リットル当たりの単価）	75,900リットル
(ウ) 軽油（JIS各号）（1リットル当たりの単価）	3,600リットル
イ 入札番号2（帯広地区）	
(ア) 自動車ガソリン（JIS1号）（1リットル当たりの単価）	43,900リットル
(イ) 自動車ガソリン（JIS2号）（1リットル当たりの単価）	29,200リットル
(ウ) 軽油（JIS各号）（1リットル当たりの単価）	2,000リットル

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。

(3) 契 約 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 給油票又は給油カードを提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (6) 次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。

ア 1 の (1) の ア

名 称	所 在 地	範 囲
北海道警察釧路方面本部庁舎	釧路市黒金町10丁目5番地1	半径5km
北海道警察釧路方面本部釧路運転免許試験場	釧路市大楽毛北1丁目15番8	半径5km

イ 1 の (1) の イ

名 称	所 在 地	範 囲
北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊	帯広市大通北1丁目4番2	半径5km
北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊（音更事務室）	河東郡音更町字音更西2線7番地3	半径5km
北海道警察釧路方面本部帯広運転免許試験場	帯広市西19条北2丁目1	半径5km

- (7) 次に掲げる地域において給油（セルフ給油所における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。

ア 1 の (1) の ア

厚岸郡厚岸町、川上郡弟子屈町、根室市、標津郡中標津町、中川郡池田町及び本別町、帯広市、上川郡新得町、広尾郡広尾町、札幌市中央区、函館市、旭川市並びに北見市

イ 1 の (1) の イ

釧路市、厚岸郡厚岸町、川上郡弟子屈町、根室市、標津郡中標津町、中川郡池田町及び本別町、上川郡新得町、広尾郡広尾町、札幌市中央区、函館市、旭川市並びに北見市

- (8) (6)に掲げる庁舎等のうち、北海道警察釧路方面本部庁舎、北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊及び北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊（音更事務室）においては、指定する範囲内において日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に給油（セルフ

給油所における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年2月12日（水）から同年3月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1
北海道警察釧路方面本部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察釧路方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道警察釧路方面本部地下会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道警察釧路方面本部会計課）

- (2) 入札日時

ア 1 の (1) の ア 令和7年3月21日（金）午後1時30分

イ 1 の (1) の イ 令和7年3月21日（金）午後2時00分

ア及びイについて、送付による場合は、同月19日（水）午後5時までに必着とする。

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和6年4月12日付け北海道警察釧路方面本部告示第53号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察釧路方面本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/kushirohonbu/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(2)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1
- (3) 電 話 番 号 0154-25-0110 内線 2233

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : a unit price per liter :

a Kushiro area

- (a) Gasoline for automobiles (JIS 1) 16,400 liters
- (b) Gasoline for automobiles (JIS 2) 75,900 liters
- (c) Light (Diesel) oil (JIS every items) 3,600 liters

b Obihiro area

- (a) Gasoline for automobiles (JIS 1) 43,900 liters
- (b) Gasoline for automobiles (JIS 2) 29,200 liters
- (c) Light (Diesel) oil (JIS every items) 2,000 liters

B Bid tendering date and time :

- a 1 : 30 P.M., March 21, 2025
- b 2 : 00 P.M., March 21, 2025

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 19, 2025)

C Contact : Finance Division, Hokkaido Kushiro Area Police Headquarters, Kurogane-cho 10-5-1, Kushiro, Hokkaido 085-8511 Japan
Phone : 0154-25-0110 Extension 2233